掛川市教育委員会規則第５号

掛川市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和２年３月27日

掛川市教育委員会教育長

（別紙）

掛川市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

掛川市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大須賀中学校	横須賀小学校	横須賀川原町、汐見ケ丘、柏平、十六軒町、大谷町、新屋町、西大谷、東本町、中本町、西本町、軍全町、沢上町、東新町、西新町、松尾町、西田町、東田町、大工町、西番町、中番町、東番町、南番町、西大渕、今沢、川原崎、雇用促進第１、城前団地、沖之須、石津、横砂、小谷田、清ケ谷及び本谷の区域

」

を

「

大須賀中学校	横須賀小学校	横須賀川原町、汐見ケ丘、柏平、十六軒町、大谷町、新屋町、西大谷、東本町、中本町、西本町、軍全町、沢上町、東新町、西新町、松尾町、西田町、東田町、大工町、西番町、中番町、東番町、南番町、西大渕、今沢、川原崎、雇用促進第１、沖之須、石津、横砂、小谷田、清ケ谷及び本谷の区域

」

に改める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。